

公 示 送 達 書

天稅 8 7 号
令和 8 年 9 月 2 4 日

熊本県天草広域本部長

地方税第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

熊本県天草広域本部長は、送達すべき書類を保管していますから、送達を受けるべき者からの申出があればいつでも送付します。

なお、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

[illegible]